

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第77期第1四半期（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）
【会社名】	鳥越製粉株式会社
【英訳名】	THE TORIGOE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 鳥越 徹
【本店の所在の場所】	福岡県うきは市吉井町276番地の1
【電話番号】	（0943）75-3121
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経理部長 中川 龍二三
【最寄りの連絡場所】	福岡市博多区比恵町5番1号
【電話番号】	（092）477-7112
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経理部長 中川 龍二三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

(注)上記「本店の所在の場所」は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第76期 前第1四半期連結 累計（会計）期間	第77期 当第1四半期連結 累計（会計）期間	第76期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高 (千円)	5,242,419	5,108,341	21,185,349
経常利益 (千円)	475,358	423,791	1,973,665
四半期（当期）純利益 (千円)	234,761	247,677	1,087,829
純資産額 (千円)	21,830,817	21,046,362	22,579,866
総資産額 (千円)	27,904,844	27,256,475	29,658,429
1株当たり純資産額 (円)	838.71	903.06	867.25
1株当たり四半期（当期） 純利益金額 (円)	9.03	9.98	41.84
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	78.1	77.1	76.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	709,150	822,417	1,934,173
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	242,950	69,058	351,603
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	355,226	2,923,618	295,663
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高 (千円)	10,875,970	10,020,102	12,052,170
従業員数 (人)	338	332	337

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、寺彦製粉(株)（連結子会社）は当社との吸収合併により、平成23年1月1日付で消滅いたしました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成23年3月31日現在)

従業員数（人）	332〔94〕
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成23年3月31日現在)

従業員数（名）	243〔18〕
---------	---------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 前事業年度末比51名増加した主な要因は、平成23年1月1日付で寺彦製粉(株)（連結子会社）を吸収合併したことによるものです。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しておりますが、当社グループは単一セグメントであり、その中の区分に変更はないため、前年同四半期との比較を行っておりません。

（1）生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を単一セグメント内の区分別に示すと、次のとおりであります。

区分別		前第1四半期連結会計期間 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)
食 料 品	製粉	2,733,562	2,656,055
	食品	1,535,000	1,496,541
	精麦	667,650	713,454
飼料		-	-
その他		-	-
合計		4,936,213	4,866,051

（注）金額は販売価格によっております。

（2）受注状況

当社グループは重要な受注生産は行っておりません。

（3）販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を単一セグメント内の区分別に示すと、次のとおりであります。

区分別		前第1四半期連結会計期間 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月31日)	前年同四半期比(%)
		金額(千円)	金額(千円)	
食 料 品	製粉	2,630,239	2,563,489	2.5
	食品	1,796,981	1,675,500	6.8
	精麦	690,800	762,499	+ 10.4
飼料		102,238	90,680	11.3
その他		22,161	16,173	27.0
合計		5,242,419	5,108,341	2.6

（注）総販売実績に対する主な相手先別の販売実績の割合が10%未満のため、主要な販売先については記載を省略しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成23年5月13日）現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益や設備投資の改善などを背景に持ち直しの動きがみられたものの、3月11日に発生した東日本大震災の影響により、景気の先行きは不透明な情勢となりました。

このような状況の中にあつて当社グループは、中期経営計画「C & C フェーズ」に基づく諸施策の実施に取り組んでおり、その一つとして、本年1月1日付で連結子会社の寺彦製粉株式会社を吸収合併いたしました。更なる経営の効率化と経営資源の有効活用を図り、中核事業の競争力を強化してまいります。

当第1四半期連結会計期間の売上高は、昨年実施した製品価格の値下げの影響により51億8百万円（前年同期比2.6%減）となりました。収益面では、減収による影響や副産品価格の下落等により、営業利益は4億1千8百万円（前年同期比10.9%減）、経常利益は4億2千3百万円（前年同期比10.8%減）、四半期純利益は2億4千7百万円（前年同期比5.5%増）となりました。単一セグメント内の、区分別の状況は次のとおりです。

(食料品)

製粉については、フランスパン専用小麦粉を中心に主力製品の出荷数量は上伸しましたが、製品価格の値下げの影響等により、売上高は25億6千3百万円（前年同期比2.5%減）となりました。

食品については、大型ヒット商品のピークアウトにより、売上高は16億7千5百万円（前年同期比6.8%減）となりました。

精麦については、製品価格の下落の影響はありましたが、出荷数量が上伸したことにより、売上高は7億6千2百万円（前年同期比10.4%増）となりました。

(飼料)

飼料については、売上高は9千万円（前年同期比11.3%減）となりました。

(その他)

その他については、売上高は1千6百万円（前年同期比27.0%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産、負債、純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は272億5千6百万円となり、前連結会計年度末比24億1百万円減少しました。この主な要因は、自己株式の取得により現金及び預金が減少したことなどによるものです。

また、負債合計は62億1千万円となり、前連結会計年度末比8億6千8百万円減少しました。この主な要因は、借入金、未払法人税等が減少したことによるものです。

純資産合計は210億4千6百万円となり、前連結会計年度末比15億3千3百万円減少しました。この主な要因は、自己株式、その他有価証券評価差額金が増加したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は100億2千万円となり、前連結会計年度末比20億3千2百万円減少しました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、8億2千2百万円（前年同期は7億9百万円）の収入となりました。この主な要因は、法人税等の支払、仕入債務、その他負債の減少などにより資金が減少した一方、税金等調整前四半期純利益の計上、棚卸資産や売上債権の減少により資金が増加したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、6千9百万円（前年同期は 2億4千2百万円）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、 29億2千3百万円（前年同期は 3億5千5百万円）となりました。この主な要因は、自己株式の取得、借入金の返済、配当金の支払いなどによる支出によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理

解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が、製品、技術及びサービス面において競合会社との差別化を実現するためには、当社グループにおいて、()オリジナルでクリエイティブな商品の開発力の強化、()高度で幅広い技術、知識、ノウハウ等を有する人材の育成と基礎研究等の充実、()独自の安定した品質の商品を供給できる製造体制及び研究体制の確立、及び()単なる商品販売に止まらないお取引先や消費者等への奉仕を目的とする販売体制の実現などを達成することが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針実現のための取組み

1)基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るため、平成21年2月に公表した中期経営計画「C & C フェーズ」に基づき、()既存中核事業である製粉事業、ミックス事業、加工食品事業及び精麦事業についての競争力強化と事業規模の拡充を目的とした事業拠点の再構築、ローコストオペレーションの徹底、及び他企業とのアライアンス、()新分野事業の開拓及び育成を目的とした、独創的な商品の開発及び販売の強化を通じた新しい市場の創出、並びに()食の安心・安全確保のための全社一丸となった品質保証体制の更なる充実、にそれぞれ取組んでおります。

また、コーポレート・ガバナンス強化の取組みとして、経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため、当社の取締役の任期は1年となっております。また、独立性を有する社外取締役を1名選任しております。さらに、監査役4名のうち、2名は独立性を有する社外監査役です。これら社外取締役と社外監査役が取締役会等重要な会議に常時出席し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっております。

2)基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成21年2月13日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)の導入を決議し、平成21年3月27日開催の第74期定時株主総会において、本プランの導入及び本プランに記載した条件に従った新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会に対する委任について承認を得ております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記に記載した基本方針に沿って導入されました。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降

に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外役員等から構成される独立委員会の判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、平成21年3月27日開催の第74期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、有効期間の満了前であっても、（ ）当社の株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は（ ）当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、前記 2)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは以下に掲げる理由により、その公正性・客観性・合理性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されたものです。

2) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）の定める三原則（（ ）企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、（ ）事前開示・株主意思の原則、（ ）必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

3) 株主意思の重視

本プランは、平成21年3月27日開催の第74期定時株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されました。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4) 独立性を有する社外役員等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外役員等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（４）研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における研究開発費の総額は6千万円であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

（注）以上「第２ 事業の状況」に記載している金額には、消費税等は含まれておりません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,036,374	26,036,374	東京証券取引所市場第一部 福岡証券取引所	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は100株 であります。
計	26,036,374	26,036,374	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年1月1日 ～平成23年3月 31日	-	26,036	-	2,805,266	-	701,755

(6)【大株主の状況】

平成23年2月21日付で、会社法第797条第1項に基づく自己株式の買取(株式数2,729,100株、発行済株式総数の10.48%)を行った結果、当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は2,760,750株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合10.6%)となっております。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 31,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,984,200	259,842	-
単元未満株式	普通株式 20,674	-	100株(1単元)未満の株式であります
発行済株式総数	26,036,374	-	-
総株主の議決権	-	259,842	-

(注)1.「完全議決権株式(自己株式等)」は、自己保有株式31,500株です。

2.「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

3.「単元未満株式」の中には、自己保有株式91株及び相互保有株式37株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 鳥越製粉株式会社	福岡県うきは市 吉井町276番地の1	31,500	-	31,500	0.121
計	-	31,500	-	31,500	0.121

(注)1.平成22年12月31日現在、当社が実質的に所有している自己保有株式数は31,591株であります。

2.平成23年3月31日現在、当社が実質的に所有している自己保有株式数は2,760,750株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	756	748	751
最低(円)	715	711	580

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,655,159	7,885,427
受取手形及び売掛金	2,907,115	3,219,428
有価証券	4,477,498	4,377,496
商品及び製品	834,826	792,794
原材料及び貯蔵品	1,525,230	1,912,604
その他	107,376	190,418
貸倒引当金	16,367	15,613
流動資産合計	15,490,839	18,362,555
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,793,677	1,830,872
機械装置及び運搬具(純額)	978,991	1,038,429
土地	5,446,367	5,446,367
その他(純額)	143,104	148,151
有形固定資産合計	8,362,140	8,463,821
無形固定資産		
無形固定資産合計	247,106	265,783
投資その他の資産		
投資有価証券	3,022,232	1,994,191
その他	227,832	665,762
貸倒引当金	93,675	93,685
投資その他の資産合計	3,156,388	2,566,269
固定資産合計	11,765,635	11,295,874
資産合計	27,256,475	29,658,429
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,066,564	1,105,491
短期借入金	1,409,250	1,855,500
未払法人税等	168,981	418,624
賞与引当金	80,217	-
役員賞与引当金	6,000	28,950
その他	583,997	648,461
流動負債合計	3,315,010	4,057,026
固定負債		
長期借入金	1,366,000	1,465,000
退職給付引当金	422,696	420,491
その他	1,106,406	1,136,045
固定負債合計	2,895,102	3,021,536
負債合計	6,210,112	7,078,563

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,805,266	2,805,266
資本剰余金	2,811,069	2,811,069
利益剰余金	16,694,465	16,732,840
自己株式	2,123,360	16,451
株主資本合計	20,187,441	22,332,725
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	831,743	219,799
評価・換算差額等合計	831,743	219,799
少数株主持分	27,177	27,340
純資産合計	21,046,362	22,579,866
負債純資産合計	27,256,475	29,658,429

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	5,242,419	5,108,341
売上原価	3,948,029	3,906,328
売上総利益	1,294,390	1,202,012
販売費及び一般管理費	1 824,252	1 783,115
営業利益	470,138	418,897
営業外収益		
受取利息	2,655	1,827
受取配当金	451	118
固定資産賃貸料	8,046	4,692
その他	8,189	10,601
営業外収益合計	19,342	17,241
営業外費用		
支払利息	12,977	11,709
その他	1,145	637
営業外費用合計	14,122	12,346
経常利益	475,358	423,791
特別利益		
貸倒引当金戻入額	90	10
国庫補助金	-	2,857
助成金収入	2,800	-
特別利益合計	2,890	2,867
特別損失		
固定資産売却損	124	-
固定資産除却損	591	430
投資有価証券評価損	65,725	-
特別損失合計	66,441	430
税金等調整前四半期純利益	411,806	426,227
法人税、住民税及び事業税	154,596	156,590
法人税等調整額	21,437	22,124
法人税等合計	176,033	178,714
少数株主損益調整前四半期純利益	-	247,513
少数株主利益又は少数株主損失()	1,012	163
四半期純利益	234,761	247,677

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	411,806	426,227
減価償却費	132,668	130,512
のれん償却額	4,391	4,391
貸倒引当金の増減額(は減少)	90	743
受取利息及び受取配当金	3,107	1,946
支払利息	12,977	11,709
賞与引当金の増減額(は減少)	90,342	80,217
役員賞与引当金の増減額(は減少)	30,400	22,950
退職給付引当金の増減額(は減少)	662	2,204
売上債権の増減額(は増加)	562,730	312,312
たな卸資産の増減額(は増加)	335,292	345,341
仕入債務の増減額(は減少)	60,616	38,926
有形固定資産除売却損益(は益)	715	430
投資有価証券評価損益(は益)	65,725	-
その他	274,406	22,716
小計	1,247,367	1,227,551
利息及び配当金の受取額	2,826	1,946
利息の支払額	12,816	12,513
法人税等の支払額	528,226	394,567
営業活動によるキャッシュ・フロー	709,150	822,417
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	8	2
定期預金の預入による支出	6,400	6,400
定期預金の払戻による収入	54,600	104,600
有形固定資産の取得による支出	21,267	36,881
有形固定資産の売却による収入	200	-
無形固定資産の取得による支出	269,412	-
投資有価証券の取得による支出	-	600
投資有価証券の売却による収入	-	8,780
貸付金の回収による収入	60	1,523
その他	722	1,961
投資活動によるキャッシュ・フロー	242,950	69,058
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	30,000	15,000
短期借入金の返済による支出	8,250	453,250
リース債務の返済による支出	3,963	5,234
長期借入金の返済による支出	107,000	107,000
自己株式の取得による支出	115	2,106,908
配当金の支払額	265,897	266,224
財務活動によるキャッシュ・フロー	355,226	2,923,618
現金及び現金同等物に係る換算差額	389	74
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	111,363	2,032,068
現金及び現金同等物の期首残高	10,764,607	12,052,170
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,875,970	10,020,102

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間において、当社の100%出資の連結子会社である寺彦製粉株式会社を吸収合併いたしました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 4社</p> <p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 この変更による、損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

簡便な会計処理については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年 3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 16,486,858千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 16,375,735千円
2 手形割引高 8,305千円	2 手形割引高 8,840千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年 1月 1日 至平成22年 3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年 1月 1日 至平成23年 3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売運賃 277,817 千円 役員賞与引当金繰入額 8,700 給料及び手当 169,008 賞与引当金繰入額 50,040 退職給付費用 6,791	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売運賃 278,178 千円 役員賞与引当金繰入額 6,000 給料及び手当 159,627 賞与引当金繰入額 41,210 退職給付費用 8,727

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年 1月 1日 至平成22年 3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年 1月 1日 至平成23年 3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 8,604,295 千円	現金及び預金勘定 5,655,159 千円
有価証券勘定 2,477,496	有価証券勘定 4,477,498
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 200,825	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 107,557
償還期間が3ヶ月を超える債券 4,996	償還期間が3ヶ月を超える債券 4,998
現金及び現金同等物四半期末残高 10,875,970	現金及び現金同等物四半期末残高 10,020,102

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 26,036,374株

2. 自己株式の種類及び総数

普通株式 2,760,787株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月30日開催 第76期定時 株主総会	普通株式	286,052	11	平成22年 12月31日	平成23年 3月31日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

自己株式の取得

平成23年2月21日付で、会社法第797条第1項に基づく自己株式の買取(株式数2,729,100株、買取価格2,106,865千円)を行いました。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

当社及び連結子会社の事業内容は、食料品部門、飼料部門、その他部門に分類されます。

全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める食料品部門の割合が、90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社が存在しないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

当社グループは単一セグメントのため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)

寺彦製粉株式会社の吸収合併

当社は、平成22年11月26日開催の当社取締役会において、平成23年1月1日を効力発生日として、当社の100%出資の連結子会社である寺彦製粉株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で吸収合併いたしました。

(1)取引の概要

結合当事企業の名称及び当該事業の内容

名称 寺彦製粉株式会社

事業の内容 小麦粉及びふすま(副産物)、プレミックス、品質改良剤、日持向上剤の製造・加工・販売等。

企業結合日

平成23年1月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、寺彦製粉株式会社は吸収合併により消滅いたしました。また、当社は寺彦製粉株式会社の発行済株式の全部を所有していたため、合併に際して新株式の発行及び金銭等の交付はありません。

結合後企業の名称

鳥越製粉株式会社

その他取引の概要に関する事項

吸収合併の目的

寺彦製粉株式会社は、当社の100%出資の連結子会社であり、その事業内容は当社と同様の小麦粉及びふすま(副産物)、プレミックス、品質改良剤、日持向上剤の製造・加工・販売等を行ってきておりました。

製粉業界においては、輸入麦の政府売渡価格の変動制への移行や国家備蓄の民間への移行、国内産小麦の価格決定ルールの見直しなど、原料を巡る制度改革が次々と実施され経営環境が激変しております。このような状況下、当社グループは中期経営計画「C&Cフェーズ」に掲げた基本戦略の一つとして、既存中核事業である製粉事業・ミックス事業・加工食品事業・精麦事業の競争力強化と事業規模の拡充に取り組んでおりますが、寺彦製粉株式会社を吸収合併することにより事業拠点の再構築を行い、更なる経営の効率化と経営資源の有効活用を図ることが当社グループの事業の成長と企業価値の向上に資するものと考え、同社を吸収合併しました。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年 3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 903円06銭	1株当たり純資産額 867円25銭

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年 1月 1日 至平成22年 3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年 1月 1日 至平成23年 3月31日)
1株当たり四半期純利益金額 9円03銭	1株当たり四半期純利益金額 9円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年 1月 1日 至平成22年 3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年 1月 1日 至平成23年 3月31日)
四半期純利益 (千円)	234,761	247,677
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	234,761	247,677
期中平均株式数 (株)	25,997,513	24,822,108

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

成 2 3 年 5 月 9 日

鳥越製粉株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 青 野 弘

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川 畑 秀 二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている鳥越製粉株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、鳥越製粉株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月11日

鳥越製粉株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 丸 林 信 幸

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 畑 秀 二

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている鳥越製粉株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、鳥越製粉株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。